

請 書

発注者 鳥取市長 深澤 義彦 様

次の物品の売買について、契約条項受諾の上、適正に履行することを誓約します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

1 物 品 名

品名	規格	単価(円)

(単価の欄に掲げる額には、消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 納入場所 注文書で指定する納入場所
- 3 売買代金 1の物品の単価に注文書で発注する数量を乗じて得た額
- 4 納入期限 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
期間で注文書により指定する日
- 5 契約保証金 免除

(契約条項)

- 1 受注者は、この契約条項（請書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、見本等及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、請書記載の売買代金をもって、請書記載の物品を請書記載の納入期限内に納入し、発注者に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 3 この契約条項に定める請求、通知、承諾、及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 物品は、仕様書等に品質の指示がないときは、中等以上のものとする。
- 6 発注者から納入期限若しくはこの契約の内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議があったときは、受注者は協議に応じなければならない。
- 7 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品を引渡しできないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。
- 8 受注者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知し、発注者は、当該通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、納入の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 9 受注者は、物品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納して前項に規定による検査を受けなければならない。
- 10 受注者は、第 8 項の検査に合格したときは、売買代金の支払を請求することができ、発注者は、適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に売買代金を支払わなければならない。発注者の責めに帰すべき事由により、当該売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 11 この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等相当額に変動が生じた場合は、受注者は、この契約をなんら変更することなく売買代金に相当額を加減して支払う。
- 12 仕様書等で分割納入の回数及び時期が定められているときは、第 8 項中「納入」とあるのは「分割納入」と、第 9 項中「物品」とあるのは「分割納入に係る物品」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 13 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、売買代金から前項の規定による納入部分に相応する売買代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額を損害金として受注者に請求することができる。
- 14 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないとき。
 - (2) 受注者が、暴力団、暴力団員及び鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 24 年 1 月 17 日制定）第 3 条に規定する者と認められるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 15 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為
 - (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為
- 16 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、請書記載の単価に仕様書記載の年間発注予定数量を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 17 受注者は、発注者が第 14 項各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請書記載の単価に仕様書記載の年間発注予定数量を乗じて得た額の 10 分の 1 に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。なお、発注者に生じた実際の損害額が当該賠償金の額を超える場合において、発注者が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 18 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還する。
- 19 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。
- 20 この契約条項に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。